

川崎市告示第398号

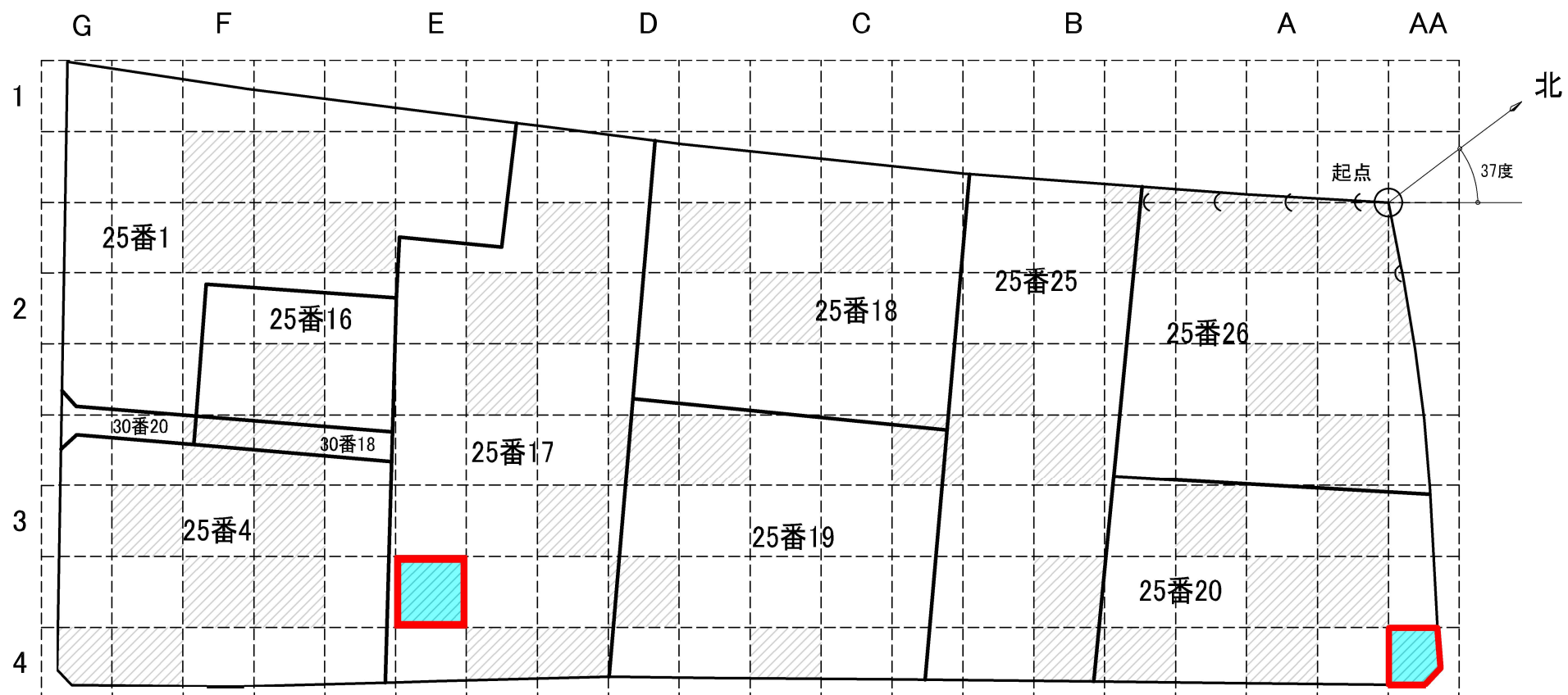
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定の解除をしますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年7月7日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
令和7年10月21日付川崎市告示第530号により指定した区域の一部(川崎市川崎区駅前本町25番17、25番20の各一部)(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物、シアン化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
なし
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削除去



凡例

-  形質変更時要届出区域
-  指定を解除する区域
-  敷地境界
-  地番境界
-  単位区画

別図